

医学部・歯学部・薬学部における課外活動について

令和2年7月3日
令和3年2月8日更新
令和3年8月27日更新
令和3年10月1日更新
令和3年11月8日更新

医学部長
歯学部長
薬学部長

1. 霞地区の学生に係る課外活動については、原則として本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針にしたがって再開することとする。

参考:

【11月8日以降】レベル1(要注意・一部の活動制限)の課外活動の内容

- 「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守
- 感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて実施

2. ただし、臨床実習(病院・診療所・薬局・介護施設等の中で実施される実習)に参加する学生については、当該臨床実習の開始前2週間から終了後2週間までは、オンライン以外の課外活動を禁止する。

3. 課外活動を目的とした霞キャンパスにおける講義室の使用については、3密を避けた対面授業を実施する上で多くの講義室を確保しておく必要があることから、当面の間、使用時間及び使用可能な講義室を限定する等の制限を設けることとする。

なお、講義室を使用するにあたっては、講義室の広さや使用人数及び感染防止対策等を課外活動計画書及び活動指針に明記した上で変更申請を行い、許可を得ることを要件とする。

4. 臨床実習に参加する学生については、本学東広島キャンパスのサークル団体における課外活動についても、2.と同様の運用とする。

以上